

やっぱり 徳山ダム導水路はいらない
木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止訴訟
裁判報告書の発刊と概要

導水路はいらない！愛知の会

「裁判報告書」発刊記念総会

2017.9.9 名古屋市中区・東別院会館

在 間 正 史

裁判報告書の構成

序章 おかしな徳山ダム導水路事業

第1章 なぜ公金支出差し止め訴訟か

第2章 訴訟で何を問題としたのか

第1節 徳山ダム導水路事業の根拠と本訴訟

第2節 新規利水の供給の必要性をめぐって

第3節 流水の正常な機能の維持の必要性をめぐって

第4節 異常渇水(平6渇水)とその対策

第5節 司法の責任を放棄した孔あき判決(判決の内容と批判)

第3章 今、私たちがしなければならないこと

第4章 常識が通じる愛知県政・名古屋市政をめざして

資料・年表

第2章 訴訟で何を問題としたのか

第1節 木曾川水系連絡導水路事業の根拠

【事業実施計画】 事業の目的

徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大 $2.3\text{m}^3/\text{s}$ 、名古屋市の水道用水最大 $1\text{m}^3/\text{s}$ 及び名古屋市の工業用水最大 $0.7\text{m}^3/\text{s}$ を導水し
(一部は長良川を經由)、木曾川において取水を可能ならしめる。

【水資源開発基本計画】 【愛知県需給想定調査】 事業の必要性

徳山ダムの水は愛知用水地域における2015年の需要に対する基準年2000年の直近年2/20の渇水規模での供給可能水源。

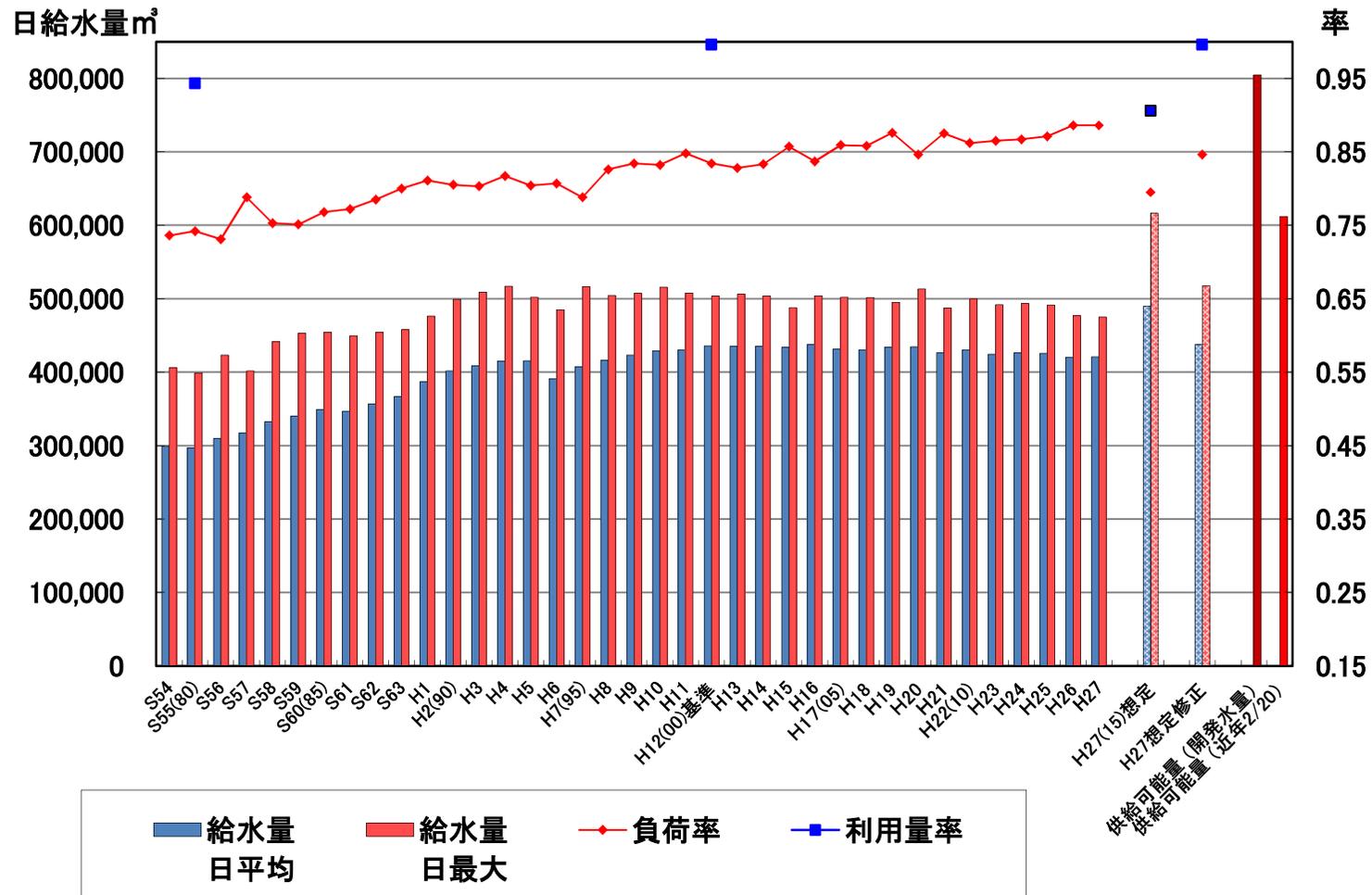
愛知用水地域の水道用水の需要(1日最大給水量)は、2000年の $521.0\text{千}\text{m}^3$ から2015年には $616.6\text{千}\text{m}^3$ に増加する。

既存水源の近年2/20供給可能量では需要増加に対応できないので、徳山ダムの愛知県水道用水を供給に追加する必要がある。

第2節 新規利水の供給のための必要性

第1 原告住民が明らかにした需要実績の推移

愛知用水地域 水道用水



第2節 新規利水の供給のための必要性

第1 原告住民が明らかにした需要実績の推移

愛知用水地域の水道用水の1日最大給水量の実績は、1992年の517.0千 m^3 が最大で、以後は微減。基準年2000年から50万 m^3 程度の横ばい。2011年から減少し、2014年は479.7千 m^3 （2015年は475.0千 m^3 ）である（図 桃色棒）。
（数値は愛知県『愛知県の水道 水道年報』各年度版）

愛知県需給想定調査の想定は、1日最大給水量が、2000年の521.0千 m^3 から2015年には616.6千 m^3 （図 左桃色網棒）に、95.6千 m^3 ・18.3%、年平均6.4千 m^3 増加する。
想定は実績と乖離しており、2015年に想定値にならないことは明らか（図 桃色棒と左桃色網棒の比較）。

第2節 新規利水の供給のための必要性

第1 原告住民が明らかにした需給検討結果

愛知用水地域の水道用水の既存水源の近年2/20安定供給可能量は611.8千 m^3 /日 (図 右端赤色棒)。(西三河地域は域内水源で需要に対応でき、味噌川ダムの水は全て愛知用水地域に使用できる)

愛知県需給想定調査の2015年想定需要量(最大給水量)は616.6千 m^3 /日 (図 左桃色網棒)。需要想定を、実績事実に基づいて、安全性を考慮して平均給水量の最大値に基づき大きめに修正しても517.7千 m^3 /日。2014年の実績は479.7千 m^3 /日 (図 桃色棒)。

既存水源の近年2/20安定供給可能量は、需要実績を上回り、愛知県需給想定調査の想定需要量ともほぼ等しい (図 両棒の比較)。

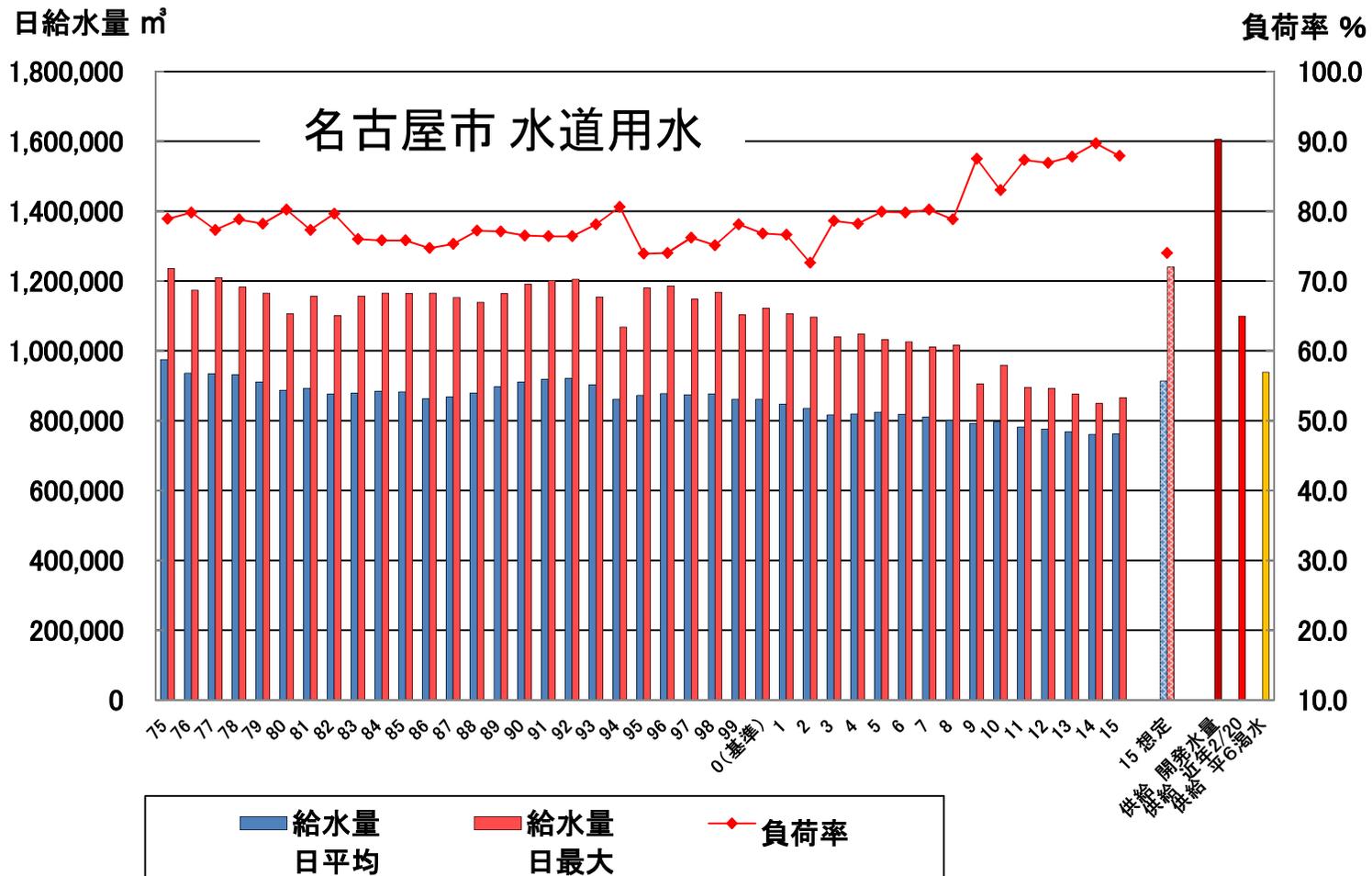
愛知用水地域の水道用水は、既存水源の近年2/20安定供給可能量でも、実績需要に対しては10万 m^3 /日以上的大幅な供給過剰であり、過大な想定需要に対しても供給可能である。

⇒ 徳山ダム(本導水路)の水は必要がない。

第2節 新規利水の供給のための必要性

第1 原告住民が明らかにした需要実績と需給比較

名古屋市は愛知用水地域より供給過剰



第2節 新規利水の供給のための必要性

第2 撤退通知がある場合の水道負担金支払義務

「事業からの撤退」とは、水道又は工業用水道の利水者が当該施設を利用して流水を当該用途に供しようとしなくなること(水機構法13条3項)。よって、事業からの撤退の通知により、事業からの撤退すなわち当該施設を利用して流水を当該用途に供しようとしなくなることが決まり、当該事業は撤退部分を除いたものに縮小する。

事業からの撤退通知があったときは、事業からの撤退が決まって事業が縮小するので、従前事業の工事はできない。また、事業実施計画を変更しなければ縮小事業の工事もできない。

工事がされなければ費用負担金は発生しない。

費用負担金が発生しないので具体的な負担義務つまり支払義務は生じない。

第3節 流水の正常な機能の維持のための必要性 木曾川水系連絡導水路事業を必要とする根拠

【事業実施計画】 【河川整備計画】 事業の目的

動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、異常渇水時〔平成6年(1994)渇水相当〕に、徳山ダムに確保された渇水対策容量53,000千 m^3 のうち40,000千 m^3 の水を一部は長良川を經由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において40 m^3/s の流量を確保して、維持流量の一部を回復する。 ※利水のための水でない。

【河川整備基本方針】 事業の必要性

木曾川大堰下流(成戸地点)の維持流量を50 m^3/s と設定。

動植物の生息生育のためのもの。代表種のヤマトシジミの生息のために必要な流量として、その大量斃死が起こらない最低限度の流量によって設定し、それが50 m^3/s であった。

第3節 流水の正常な機能の維持のための必要性 原告住民が明らかにしたこと

ヤマトシジミが大量斃死（斃死率50%以上）を起こすのは塩化物イオン濃度が30日間連続して11,600mg/L以上となる場合。

木曾川下流の塩化物イオン濃度（mg/L）は、流量だけでなく、潮汐も合わさって変動しており、月齢で2回起こる潮汐変動（大潮～小潮）によって、大潮時0～若潮時14,000の間で数日間隔の大きな変動があり、そのなかで日内で干満により小さな変動がある。

この塩分濃度の変動の下で、塩化物イオン濃度が30日間連続で11,600 mg/L以上となるかが、ヤマトシジミの生息限界の問題。

河川維持流量として設定しなければならないのは、生息限界の30日間連続での塩化物イオン濃度11,600mg/Lとなる最低限度の流量。

木曾川下流はこのような塩分濃度の状態ではない。

河川流量が $50\text{m}^3/\text{s}$ を下回りゼロとなったことがある平成6年渇水でも多数生息。

⇒ 徳山ダムの水（本導水路）は必要がない。